

動物愛護啓発用パネル貸出規程

平成 28 年 1 月 8 日付第 201500148684 号
(改定：令和 7 年 10 月 8 日付第 202500165730 号)
くらしの安心推進課長通知

1 趣旨

この規程は、動物愛護精神の普及啓発を目的として、県民等に対して動物愛護啓発用パネルを貸出しする場合の取扱について必要な事項を定める。

2 貸出対象

貸出を行う対象物品は、県が作成した動物愛護啓発用パネル（以下「パネル」という。）とする。

3 貸出申請等

- (1) パネルの貸受けを希望する者（以下、「申請者」という。）は、「動物愛護啓発用パネル借受申請書（別紙様式）」を郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、くらしの安心推進課長に提出する。
- (2) 申請を受けたくらしの安心推進課長は、申請書に記載された使用目的を確認し、貸出が適当と認められる場合は、パネルの貸出を承認し、申請者に貸し出す。

4 貸出期間

申請者は、申請した借受期間終了後、直ちに返却する。ただし、申請者から借受期間の延長の申し出があり、他の借用申請がない場合は貸出期間を延長することができる。

5 費用負担

パネルの貸出は無料とするが、パネルの運搬等は原則として申請者が行う。

6 貸出条件

- (1) 申請者は、県内に在住するものに限る。
- (2) 申請者は、営利目的や利益を得ることを目的とした使用はしないこと。
- (3) 申請者は、第 3 者に貸し出さないこと。

別紙様式

動物愛護啓発用パネル借受申請書			
年 月 日			
職氏名 様			
住所 氏名 電話			
動物愛護啓発用パネル貸出規程に基づき、次のとおり動物愛護啓発用パネルを借受けたいので申請します。			
借受期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
展示期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
展示場所			
使用目的			
借受パネル	☐ 全パネル		
	個別パネル（必要なパネルにチェックを入れてください） ☐ K 1 ☐ K 2 ☐ K 3 ☐ K 4 ☐ K 5 ☐ K 6 ☐ K 7 ☐ K 8 ☐ K 9 ☐ K10 ☐ K11 ☐ K12 ☐ K13 ☐ K14 ☐ A 1 ☐ A 2 ☐ A 3 ☐ A 4 ☐ A 5 ☐ A 6 ☐ A 7 ☐ A 8 ☐ A 9 ☐ A10 ☐ A11 ☐ A12 ☐ A13 ☐ A14 ☐ A15 ☐ A16 ☐ A17 ☐ A18 ☐ A19 ☐ A20 ☐ B 1 ☐ B 2 ☐ B 3 ☐ B 4 ☐ B 5 ☐ B 6		

事務手続欄

貸出日	年 月 日		
返却日	年 月 日		
確認者			
返却時の状態	① 問題なし ② 汚れ ③ 破損 ④ 紛失 ⑤ 特記		
貸付物品受入 調書欄	上記申請に係る物品の返還があったので、受け入れしてよろしいか伺います。 (返還日 年 月 日)		
	決裁	出納員	合議
特記事項			